

## 生垣設置助成制度のあらまし

### 助成の対象となる条件

1. 住宅敷地の道路沿いに新たに生垣を設置する場合。
2. 既存の塀等に換えて生垣を設置する場合。
3. 生垣の長さが2m以上であること。（補助対象は20mが限度です。）
4. 生垣が道路から見えること。
5. 木は、支柱等で結束すること。
6. 生垣の高さは、90cm以上であること。
7. 1mあたりに2本以上植えること。
8. 生垣は道路との境から40cm以上離して、1m以内に植えること。
9. 生垣の前にフェンス等がないこと。

### 次の場合は助成の対象となりません

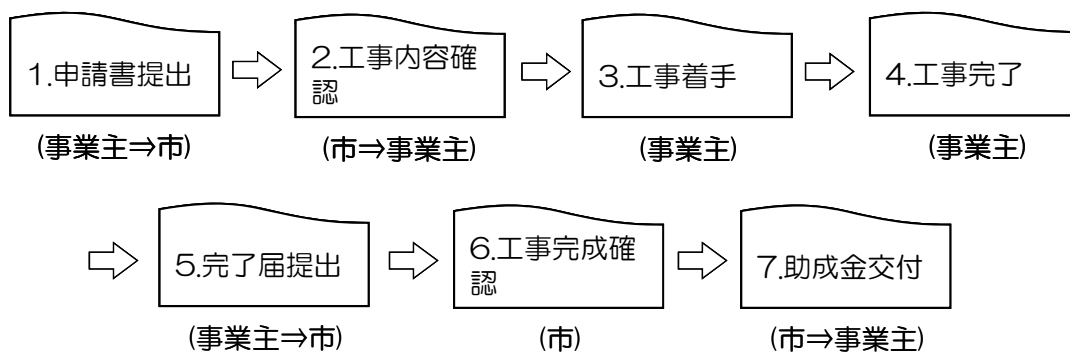
1. 既に生垣がある場合
2. 過去にこの助成を受けたことがある場合
3. 市の承認前に工事に着手した場合

### 助成金額について

1. 新たに生垣を作る場合
  - 1m当たり4,000円（工事費が4,000円未満の場合は実費）
  - 限度額 80,000円
2. ブロック塀等を取り壊してから生垣を作る場合
  - 1m当たり8,000円（工事費が8,000円未満の場合は実費）
  - 限度額 160,000円

### 手続きについて

必ず工事着手前に申請手続きをしてください。  
生垣整備の予定がある場合はお気軽にご相談ください。



（お申込み・お問い合わせ）  
小松市役所 都市創造部 緑花公園課  
電話 24-8101-8102